

1. 過去20年間の薬剤師数の推移

厚生労働省による2014年の医師・歯科医師・薬剤師調査¹⁾によると、同年12月31日現在における全国の届出薬剤師数は288,151人で、男性112,494人（総数の39.0%）、女性175,657人（同61.0%）となっている。過去20年間の薬剤師数の推移は表1に示した通りで、20年前と比べて約10万人増加していると推計される。

2. 文部科学省と厚生労働省の役割

文部科学省関連では2004年に学校教育法が一部改正され、大学の薬学を履修する課程のうち、薬剤師の養成を目的とし、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする課程については、

その修業年限を6年とすることが定められた。これに伴い、厚生労働省関連では薬剤師法が一部改正され、大学の修業年限6年の薬学を履修する課程を修めて卒業した者に薬剤師国家試験受験資格を与えることとなった。これらの改正は2006年4月1日から施行され、薬剤師養成のための薬学教育修業年限は6年となった。

その後、大学における薬学教育については文部科学省の「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」が、薬剤師国家試験については厚生労働省の「医道審議会薬剤師分科会」において検討が行われている。

3. 免許制度と免許試験制度

薬剤師免許については、薬剤師法において以下

表1 薬剤師数の年次推移

	薬剤師数（人）	増減率（%）	人口10万対（人）
1996年	194,300	9.9	154.4
1998年	205,953	6.0	162.8
2000年	217,477	5.6	171.3
2002年	229,744	5.6	180.3
2004年	241,369	5.1	189.0
2006年	252,533	4.6	197.6
2008年	267,751	6.0	209.7
2010年	276,517	3.3	215.9
2012年	280,052	1.3	219.6
2014年	288,151	2.9	226.7

（厚生労働省、2014年 医師・歯科医師・薬剤師調査¹⁾ より）

^{*1} Pharmacist

^{*2} Akihiro Nakamura 昭和大学薬学部基礎医療薬学講座薬剂学部門

の通り定められている。第2条「薬剤師になろうとする者は、厚生労働大臣の免許を受けなければならない」、第3条「薬剤師の免許は、薬剤師国家試験に合格した者に対して与える」、第7条「免許は薬剤師国家試験に合格した者の申請により、薬剤師名簿に登録することによって行ふ。厚生労働大臣は、免許を与えたときは、薬剤師免許証を交付する」。

薬剤師国家試験の科目は、物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務の7科目で、試験問題数は「必須問題」が90問、「一般問題（薬学理論問題）」が105問、「一般問題（薬学実践問題）」が150問の計345問である。合格基準は以下の①と②を満たすこととされている。①問題の難易を補正して得た総得点について、平均点と標準偏差を用いた相対基準により設定した得点以上であること。②必須問題について、全問題への配点の70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の30%以上であること。

4. 従事する業務内容・医療現場の典型例

薬剤師法第1条は薬剤師の任務を「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする」と定めている。従来の薬剤師は、病院および保険薬局における医薬品の調剤が医療現場における主な業務内容であったが、現在は個々の患者に対する薬剤管理指導などの対人業務にシフトしつつある。薬剤師が業務に従事する現場もこれまでには病院・保険薬局の薬局内が主であったが、病棟や居宅など患者のベッドサイドに広がりつつある。保険薬局やドラッグストアで勤務する薬剤師においては、地域住民の健康サポートやセルフメディケーションの支援なども今後さらに展開すべき業務として重要である²⁾。

5. 薬剤師法

薬剤師法は、総則、免許、試験、業務、罰則の5章で構成されている。最近の改正は2013年に行われた第4章「業務」の第25条の2で、従来の情

報提供義務に指導義務が加わった。第25条の2の条文は以下の通りである。

(情報の提供及び指導)

第25条の2 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

6. 教育機関の数、国公立の別

2017年4月時点で6年制薬学教育課程を置く教育機関は73大学74校で、国立14校、公立3校、私立57校である。2017年度の6年制課程の入学定員は11,408人で、内訳は国立486人、公立260人、私立10,662人となっており93.5%を私立大学が占めている。

7. 大学における教育課程

国公立の全74校において、文部科学省の「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」によって策定された「薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版（改訂コアカリ）」に準拠した教育が実施されている。改訂コアカリでは6年卒業時に必要とされる「薬剤師としての心構え」、「患者・生活者本位の視点」、「コミュニケーション能力」、「チーム医療への参画」、「基礎的な科学力」、「薬物療法における実践的能力」、「地域の保健・医療における実践的能力」、「研究能力」、「自己研鑽」、「教育能力」が設定されている。臨床における実践的能力を培うため4年次の2月から5年次にかけて、薬局11週間、病院11週間の参加型実務実習が行われる。医学・歯学と同様、実習前には全大学で薬学共用試験CBT（Computer-Based Testing）とOSCE（Objective Structured Clinical Examination）を実施し、実習生の質的保証を行っている。実習施設として附属病院や附属薬局を有する大学は少ないため、多くの学生が

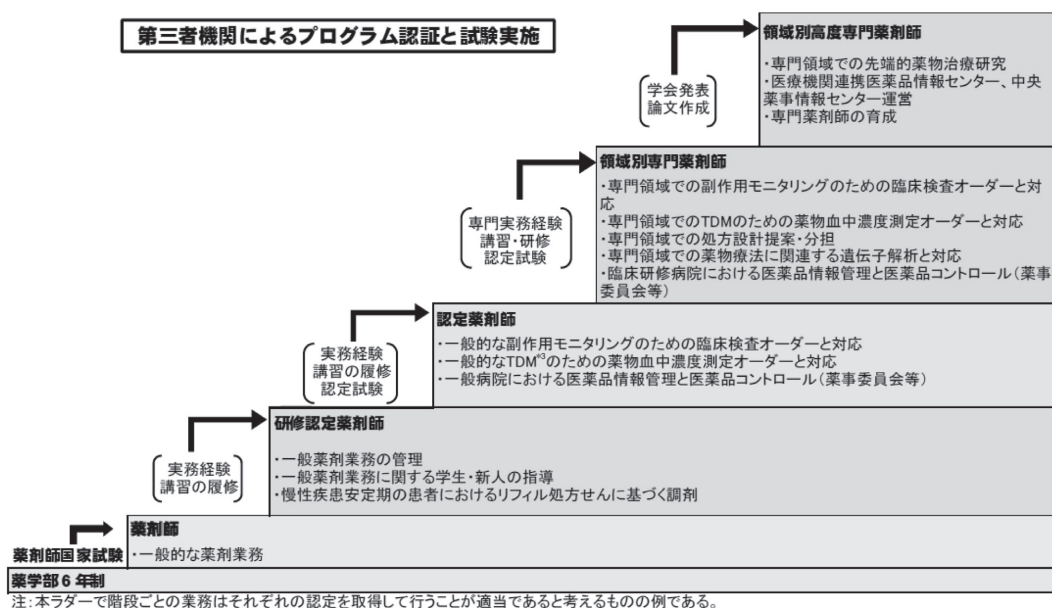


図1 専門薬剤師に至るためのラダー

(日本学術会議薬学委員会専門薬剤師分科会, 提言「専門薬剤師の必要性和今後の発展」³⁾, p.11, 2008より引用)

各地域の病院・保険薬局で実習を行っている。

各大学の6年制薬学教育プログラムの質を保証するため、2013年度より薬学教育評価機構が評価基準に基づく第三者評価を実施しており、大学は7年ごとに受審する。

8. 卒後研修制度、学会などの団体による専門家認定制度、主なキャリアパス

全国的に統一された卒後研修制度は無く、病院や薬局において独自の研修が実施されている。卒前の教育内容に基づいた卒後研修プログラムの構築と制度化がこれからの課題である。2008年に日本学術会議薬学委員会でもまとめられた提言「専門薬剤師の必要性和今後の発展」³⁾では、図1に示すような専門薬剤師に至るラダーが示されている。団体や学会が認定する認定薬剤師制度や専門薬剤師制度が50種類近く存在する。薬剤師認定制度認証機構が薬剤師に対する各種の生涯学習と認定制度の第三者評価を行っている。

9. 薬学教育に関する話題

薬学教育に関する研究の充実発展並びにその成果の普及を目的として、2016年8月に「日本薬学教育学会」が設立された。

2019年2月から始まる改訂コアカリに基づいた実務実習では、保険薬局と病院での実習を一体化するため、大学と実習施設(保険薬局・病院)の連携協力が従来にも増して重要となる。

薬学教育評価機構による6年制薬学教育プログラムの第三者評価は2019年度に全大学の1回目の受審が終了する。2020年度からは「3つのポリシーに基づく教育の実施」、「内部質保証」、「学修成果の評価」に重点をおいた評価基準(改定版)に基づいた第2期の評価が始まる。

6年制薬学教育の改善・充実とともに、薬剤師の卒後研修制度構築に向けて議論の本格化が期待される。

■文 献

- 1) 厚生労働省. 平成26年(2014) 医師・歯科医師・薬

*3 TDM: Therapeutic drug monitoringの略

- 剤師調査の概況. URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/14/index.html>. (最終閲覧日: 2017.9.25) .
- 2) 厚生労働省. 患者のための薬局ビジョン. Oct. 2015. URL: http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/vision_1.pdf. (最終閲覧日: 2017.9.25) .
- 3) 日本学術会議薬学委員会専門薬剤師分科会. 専門薬剤師の必要性和今後の発展. Aug. 2008. URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t62-12.pdf>. (最終閲覧日: 2017.9.25) .